

土屋 さとし

公明

代表

—

(質問の事項及び要旨)

一 花川区長四期目の施政方針について

【要旨】

四期目となった区長に、最重要課題の一つである「子育てファミリー層・若年層の定住化」について、また「まちづくりの一層の推進」では、特に、王子駅や十条駅など駅周辺のまちづくりについて、直面する課題に対する区長の決意を問う。

土屋さとし	公明	代表	—
-------	----	----	---

—  
はじめに区長四期目に向けての決意について  
お答えします。

この選挙期間中、区内各所において

「区民とともに」の基本姿勢

そして「ふるさと北区づくり」に対する

区民の皆さまの厚い信頼と

三期十二年間の取組みのさらなる

充実に対する期待の高まりを強く感じました。

四期目は、これまでの実績を踏まえ

まちづくりや子育て、高齢者支援を一層充実し、

未来に希望のもてる北区づくりに

全力で取り組んでまいります。

本年三月に策定した

「北区基本計画二〇一五」では、

最重要課題の一つに

【次頁へ続く】

土屋さとし	公明	代表	—
-------	----	----	---

【前頁から続く】

「子育てファミリー層・若年層の定住化」を掲げました。

産前産後サポート事業など

出産前から切れ目のない支援による

子育て施策を推進するとともに

北区で学び、働き、暮らし育てるための様々な施策を

幅広く展開してまいります。

また、今まさに大きく動き出している

王子駅や十条駅など駅周辺のまちづくりについては、

未来への展望を描き、具体的な取り組みを進め

着実に道筋をつけてまいる決意です。

王子駅周辺のまちづくりでは、

グランドデザインを策定するとともに

東京の北の拠点、「にぎわいの拠点」として

魅力あるまちづくりを積極的に進めてまいります。

【次頁へ続く】

土屋さとし	公明	代表	—
-------	----	----	---

【前頁から続く】

十条駅周辺のまちづくりでは、

災害に強いまちづくりを進めるとともに、

十条駅西口地区市街地再開発事業や

連続立体交差事業の推進など地域のにぎわいを

生かしながら積極的なまちづくりを推進します。

直面する様々な課題に立ち向かい、

「人が まちが 未来が輝く ふるさと北区」の

実現に向け、議会並びに区民の皆さまのご協力を

いただきながら

全力で区政運営にあたってまいる所存です。

土屋 さとし

公 明

代 表

—

(質問の事項及び要旨)

二 地域包括ケアシステムについて

(一) 介護保険制度改正について

【要旨】

平成二十七年八月から、介護サービスを利用する場合の利用者負担について、一定以上の所得のある方は、一割負担から二割負担に変更になると思うが、

ア 医療は一割、介護は二割負担の方が出ないか。

イ 区民を含めどう周知をするのか。

ウ 居宅サービス計画の見直しにあたって、利用者の年金収入等の経済的アセスメントと事前の周知が必要なのではないか。

土屋 さとし	公 明	代 表	—
--------	-----	-----	---

二一(一)ア・イ・ウ

次に、地域包括ケアシステムについての  
ご質問に順次お答えします。

まず、介護保険制度改正についてです。

平成二十七年八月から、

介護サービスを利用する場合の利用者負担について、

一定以上の所得のある方(かた)は、

一割負担から二割負担に変更となります。

一方で、後期高齢者医療制度における

自己負担について、現役並み所得のある方(かた)

以外は、一割負担となっています。

両制度の基準が異なるため、今年の八月からは、

医療は一割負担、介護は二割負担という方(かた)が、  
出てまいります。

介護保険の制度改正については、

区民向けに、北区ニュース特集号や

【後頁へ続く】

土屋 さとし	公 明	代 表	—
--------	-----	-----	---

【前頁から続く】

区のホームページでの周知を行うとともに、

それぞれの窓口で、丁寧な説明に努めてまいります。

また、居宅サービス計画の作成にあたっては、

利用者負担額の説明が必要となるため、

ケアマネージャーの皆さまにも、

北区ケアマネージャーの会や、

事業者向けのホトムページを通じて

周知してまいります。

土屋 さとし

公明

代表

—

(質問の事項及び要旨)

二地域包括ケアシステムについて

(二) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の課題について

ア NPO・有償・無償ボランティアなどの活用と生活支援コーディネーターや協議体の設置の考え方について伺う

イ サービス単価の設定と四月実施の他区の状況について伺う

ウ 総合事業の上限額について伺う

エ 基本チェックリストの活用について伺う

オ 予防給付の通所リハビリや福祉用具貸与などの利用者が、総合事業に移行した場合の上限管理について伺う



土屋 さとし	公明	代表	—
--------	----	----	---

二―(二) ア・イ・ウ・エ・オ

次に、新しい介護予防・日常生活支援総合事業についてです。

まず、住民主体の支援活動の推進についてです。

新しい総合事業のサービスの充実のためには、

その担い手の発掘等が必要です。

そのため、現在、区内で活動しているNPOや

ボランティア団体などの状況を

調査しているところです。

生活支援コーディネーターについては、

各高齢者あんしんセンターに配置している

見守りコーディネーターに

サービスの担い手の育成などの

役割を加える予定です。

地域の担い手との情報交換や、

課題解決のための協議体は、

高齢者あんしんセンターごとに設置し、(次頁に続く)

土屋 さとし	公明	代表	—
--------	----	----	---

(前頁から続く)

地域の実情に応じた支え合いの体制づくりを進めてまいります。

次に、サービス単価についてです。

四月実施の五区の状況ですが、

区独自のサービスを提供し単価を設定しているのは、訪問介護については三区、通所介護については一区です。

北区が設定するサービス単価については、

先行自治体や近隣区の状況、

事業者の意見を踏まえて、今後検討してまいります。

次に、総合事業の上限額については、

事業開始前年度の予防給付額の総額に

直近三か年の七十五歳以上の高齢者の伸び率を掛けた額となりますので、

人口推計により上限額を的確に推計してまいります。

(次頁へ続く)

土屋 さとし

公明

代表

—

(前頁から続く)

次に、基本チェックリストの活用についてです。

高齢者あんしんセンターにおいて

現在実施している、

二十五の質問項目や判断基準をもとに、

その妥当性について、高齢者あんしんセンターと

区職員による検討プロジェクトチームにおいて

検討をしております。

なお、介護予防給付の訪問看護や

福祉用具貸与については、

総合事業には移行しないため、

今までどおりの上限管理となります。

土屋さとし

公明

代表

一

(質問の事項及び要旨)

二 地域包括ケアシステムについて

(三) 北区における地域包括ケアシステムの現状と課題について

ア 地域包括ケアシステムの名称をわかりやすいものにできないか

【地域包括ケアシステムの構築】

団塊の世代が七十五歳以上となる二〇二五年をめどに、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制の構築をめざしている

土屋さとし	公明	代表	—
-------	----	----	---

二(三)ア

次に、北区における地域包括ケアシステムの現状と課題についてです。

地域包括ケアシステム構築には、区民の自発的な関わりが必要ですが、理念や目的について、区民の理解がまだまだ進んでいないと考えております。

北区ニュースで特集を組むなど、広報に努めるとともに、講演会やワークショップを開催するなど、地域包括ケアについての理解と地域の支え合い体制づくりへの機運醸成に努めてまいります。

わかりやすい名称については今後の研究課題と考えています。

土屋さとし	公明	代表	一
-------	----	----	---

(質問の事項及び要旨)

二 地域包括ケアシステムについて

(三) 北区における地域包括ケアシステムの現状と課題について

イ 施設に入所できない在宅医療が必要になった要介護認定者についてや、一人暮らし高齢者の退院の際に介護・医療の両面から調整する高齢者あんしんセンターの関わりなどの課題をどう考えるか

土屋さとし

公明

代表

一

二(三)イ

次に、医療処置が必要な

在宅の要介護者等の課題についてです。

地域包括ケアシステムを、

北区の実情に合わせて

作り上げていくなかで、

医療が必要な方(かた)を

在宅でどう支えるかは大きな課題であると

認識しております。

高齢者あんしんセンターサポート医の増員や

在宅療養相談窓口の設置及び

在宅療養協力支援病床の確保などの取り組みを通して

高齢者あんしんセンターをはじめ関係機関が連携し、

在宅療養生活を支援する仕組みを

構築してまいります。

土屋さとし

公明

代表

一

(質問の事項及び要旨)

二 地域包括ケアシステムについて

(三) 北区における地域包括ケアシステムについて  
ウ 地域ケア会議について

地域ケア会議が介護保険法の制度に位置づけられ、第六期介護保険事業計画の重点的取り組みとなった。地域ケア会議は一人の支援から地域を考える個別課題の発見・解決・地域課題の共有のツールと考えるが区の考えを問う。

エ 地域ケア会議で以下のことに取り組んでいただきたいかがか

- ① 高齢者あんしんセンターの相談事例の分析
- ② 関係者（家族・介護保険事業者・認知症サポーター）とのワークショップの実施
- ③ 取り組みから明確になった地域課題を計画に載せ、制度上で解決できないものは、ボランティア等の制度に基づかない援助で作り出す事



土屋さとし	公明	代表	—
-------	----	----	---

二(三)ウ・エ

次に、地域ケア会議についてです。

地域ケア会議は個別事例の検討を通じて多職種協働によるケアマネジメント支援等を行うとともに、地域づくり・政策形成につなげていくものです。

北区では高齢者あんしんセンターが主催し、介護・医療の関係者だけでなく、民生委員や町会・自治会の方(かた)にも参加いただき、個別ケースの検討にとどまらず、事例の分析、地域課題の発見や共有、ネットワーク構築を行ってまいります。さらに日常生活圏域の会議、区全体の会議の三層構造とし、サービスの総合調整や地域課題の検討を行ってまいります。

土屋さとし

公明

代表

—

(質問の事項及び要旨)

二 地域包括ケアシステムについて

(三) 北区における地域包括ケアシステムについて

才 困難事例への対応体制について問う

【要旨】 ある相談では認知症と障害者、児童福祉、DV、生活福祉等関わりがあったが相談窓口はバラバラである

富士宮市では高齢者虐待、消費者被害、困難事例は市直轄の地域包括支援センターにつなぎアウトリーチする支援体制を構築している。

板橋区では地域包括支援センターの困難事例・虐待事例は最初におとしより保健福祉センターの地域ケア推進係が、次に特別援護係がアウトリーチをかける三層構造になっている。

北区ではどのように対応しているか

土屋さとし

公明

代表

—

二(三)才

次に、困難事例への対応体制についてです

一次的な対応は、北区内十五か所にある

高齢者あんしんセンターが対応しております。

虐待事例や困難事例は、

老人福祉ケースワーカーである高齢福祉課の職員が

同行するなど、直接的・間接的に支援しております。

事例が児童・障害者、生活保護等に

かかわる場合は

最初に相談を受けた窓口で詳細な聞き取りを

行うなどしたうえで調整を行っています。

必要に応じて関係者でケース会議を開き

問題解決に取り組んでおります。

土屋さとし

公明

代表

一

(質問の事項及び要旨)

二 地域包括ケアシステムについて

(三) 北区における地域包括ケアシステムについて

カ 地域包括ケアシステム構築に取り組むための  
内部調整組織設置について

【要旨】 国の認知症施策推進総合戦略が厚労省だけでなく政府一丸となって生活全体を支える様に、板橋区  
の地域ケア政策調整会議は地域包括ケア全体を調整する  
機能がある。

北区にも組織横断的に課題解決を図る、地域包括ケ  
ア全体を調整する仕組みがあるのか伺う

土屋さとし

公明

代表

—

二(三)カ

次に、地域包括ケアシステム構築に取り組むための内部調整組織設置についてです。

現在、地域ケア会議構築の中で、

区が主催する地域ケア推進会議のあり方を

検討しておりますが、

この検討にあわせて、

庁内の情報共有や課題検討、調整を行う体制について他の自治体を参考にしつつ、研究してまいります。

土屋 さとし

公明

代表

—

(質問の事項及び要旨)

二 地域包括ケアシステムについて

(四) 在宅医療・介護連携政策について

ア 病気予防の考えを伺う

【要旨】

病気になったら治療と投薬は避けられないが、患者の真のニーズは極力、病気にならないことである。従来の治療と投薬をなるべく抑え、病気になる前段階の健康増進、予防・予知、重症化予防（介護・リハビリ）中心へ医療サービスの内容を転換する必要がある。

土屋 さとし

公明

代表

—

## 二(四)ア

次に、在宅医療・介護連携についてお答えいたします。  
まず、病気予防の考えについてです。

第二次の北区ヘルシータウン21(にじゅういち)では、健康寿命の延伸に取り組むとしております。

健康寿命の延伸を実現するには、

生活習慣病の予防とともに、

社会生活を営むための機能を

高齢になっても可能な限り維持することが重要であり、

区としては、

健康診査や社会参加を推進し、

健康づくり・介護予防を一体的に推進するなどにより、

高齢者の病気予防に努めてまいります。

土屋 さとし

公明

代表

—

(質問の事項及び要旨)

二 地域包括ケアシステムについて

(四) 在宅医療・介護連携について

イ重症化予防のための公的先行投資の考えについて

【要旨】

医療が発達すると寝たきりで長寿を全うする方が増えるが、生活の質が低いために本人や家族の医療・介護の負担が増え、財政負担が増加する。

北区の事業においても、寝たきり防止をはじめとする重症化予防のためのサービス等の先行投資をするべきであるがその考えを問う。

それが、医療費・介護費の抑制をもたらし健康寿命の増進に貢献する。

【現在北区で実施している介護予防事業】  
健康はつらつパワーアップ事業として、平成二十七年は、五千四百九十九万三千元

① 介護予防事業の普及啓発事業、一般高齢者を対象とし、  
② 地域介護予防活動支援事業、  
③ 地域リハビリテーション活動支援事業などの教室を実施している。  
④ 通所型介護予防事業（おたっしや事業）  
⑤ 二次予防事業評価事業

【介護保険制度全体を貫く理念 介護保険法】  
第四条 国民の努力及び義務  
第一項 国民の健康増進に努めるとともに、要介護状態となつて生ずる心身の利用を促進することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。



土屋

さとし

公明

代表

一

二(四)イ

次に、重症化予防のための公的先行投資の考えについてです。

介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防、または要介護状態等の軽減、もしくは悪化の防止を目的として行うものです。

病気や骨折などによる、心身機能の低下、活動の減少、社会参加の減少が、生活機能の低下を招きます。

生活機能の低下を予防するために、高齢者の個別の状況に沿って、重症化予防の視点を持って、ケアプランを作成し、事業やサービスを導入しているところ です。

土屋 さとし

公明

代 表

—

(質問の事項及び要旨)

二 地域包括ケアシステムについて

(四) 在宅医療・介護連携政策について

ウ 医療サービスの变化に向けた新たな取り組み  
について

【要旨】

治療と投薬中心から、健康維持、予防、重症化予防  
中心へ医療サービスの内容を変えていく必要がある。  
そのためには、保険者である北区が、本人の行動様式  
や生活態度の転換を促す仕組みをつくる必要がある。  
診療報酬明細書（レセプト）をチェックして重症化  
予防の為の積極的な保健指導や通院勧奨など、区によ  
る積極的関与を問う。

土屋 さとし	公 明	代 表	—
--------	-----	-----	---

二(四)ウ

次に、医療サービスの变化に向けた新たな取り組みについてです。

北区では、生活習慣病の発症予防、重症化予防のため、特定健康診査を行い、生活改善を必要とされる方に対して、特定保健指導を実施しています。

特定保健指導は、食生活の改善や、運動習慣の定着など、健康な生活習慣を身に付けていただくための支援を行う内容になっており、平成二十五年度には、指導を終了した方のうち四割近くの方が、体重、腹囲が減少するという効果が上がっています。

今後については、国保連合会が管理する健診や、レセプトなどの記録に基づく、

(後頁へ続く)

土屋 さとし

公 明

代 表

—

(前頁から続く)

統計情報や、分析情報が提供される  
国保データベースシステムを活用して、  
データヘルス計画の策定など、  
充実した保健事業を検討してまいります。

土屋 さとし

公明

代表

一

(質問の事項及び要旨)

二 地域包括ケアシステムについて

(四) 在宅医療・介護連携について

エ 介護と医療の多職種連携について

【要旨】

七十五歳以上の高齢者が高齢者人口の半数を占めて様々なリスクが起こり得るが、そのことを回避したり重症化予防のためには、介護や医療の担当者間の連携が必要になるが考えを問う。

土屋 さとし	公 明	代 表	一
--------	-----	-----	---

二(四)エ

次に、介護と医療の多職種連携についてです。

北区における多職種連携については、

在宅介護医療連携推進会議や検討部会で、

議論いただいております、

在宅療養支援基盤の構築に向けた方向性として、

他（ほか）の職種との顔の見える連携づくり、

多職種の情報共有のしくみをかかげております。

具体的には、介護医療連携共通シート導入や

多職種連携研修、王子・赤羽・滝野川の圏域単位の

顔の見える連携会議を開催しているところです。

引き続き、介護と医療の担当者間の連携を

推進してまいります。

土屋 さとし

公明

代表

—

(質問の事項及び要旨)

- 二 地域包括ケアシステムについて
- (四) 在宅医療・介護連携について
- 才 多職種による体系的な記録と

ICT (アイ・シー・ティ) の活用について

【要旨】

患者の情報が医療機関や施設のみで個別で扱われていたが、今後は、多職種との連携の中でサービスが行われるため、検査、治療、投薬等の体系的な記録が必要となるが区の考えを問う。

また、多職種間の情報提供を円滑に行うために、ICTを活用して、ネットワーク内の情報共有を行って  
 いる「佐渡ひまわりネット」を視察したが、ICTの活用について区の考えを問う。

【佐渡ひまわりネットについて】別添

【北区のICT活用の状況】  
 北区医師会において、カナミックネットワークを活用して、平成二十五年  
 より、モデル実施(東京都補助活用)平成26年度3月に、東京都在宅療養  
 推進基盤整備事業補助金を活用し、東京都北区多職種ネット井ワーク構築事  
 業協議会を設置し、運用等について検討を行っている。

土屋 さとし	公 明	代 表	一
--------	-----	-----	---

二(四)オ

次に、多職種のかかわる体系的な記録と

ICT(あい・しー・てい)の活用についてです。

高齢者の療養の体系的な記録共有は、

多職種が、チームとして適切なケアを行う上で、

有効なことと認識しております。

ご紹介いただいた、佐渡地域医療連携ネットワーク

「さどひまわりネット」は、地域の実情を踏まえつつ、

利用者からの同意を得て、処方内容、服薬状況、

血圧管理、生活注意の事項や緊急対応方法の参照など

具体的に、情報共有を行っている先進事例と

聞いております。

北区においては、北区医師会が、

多職種ネットワーク構築事業協議会を設置し、

検討を始めたところです。今後は、国及び

東京都の動向も注視しつつ、

先進事例を研究してまいります。





# 佐渡地域医療連携ネットワーク 「さどひまわりネット」

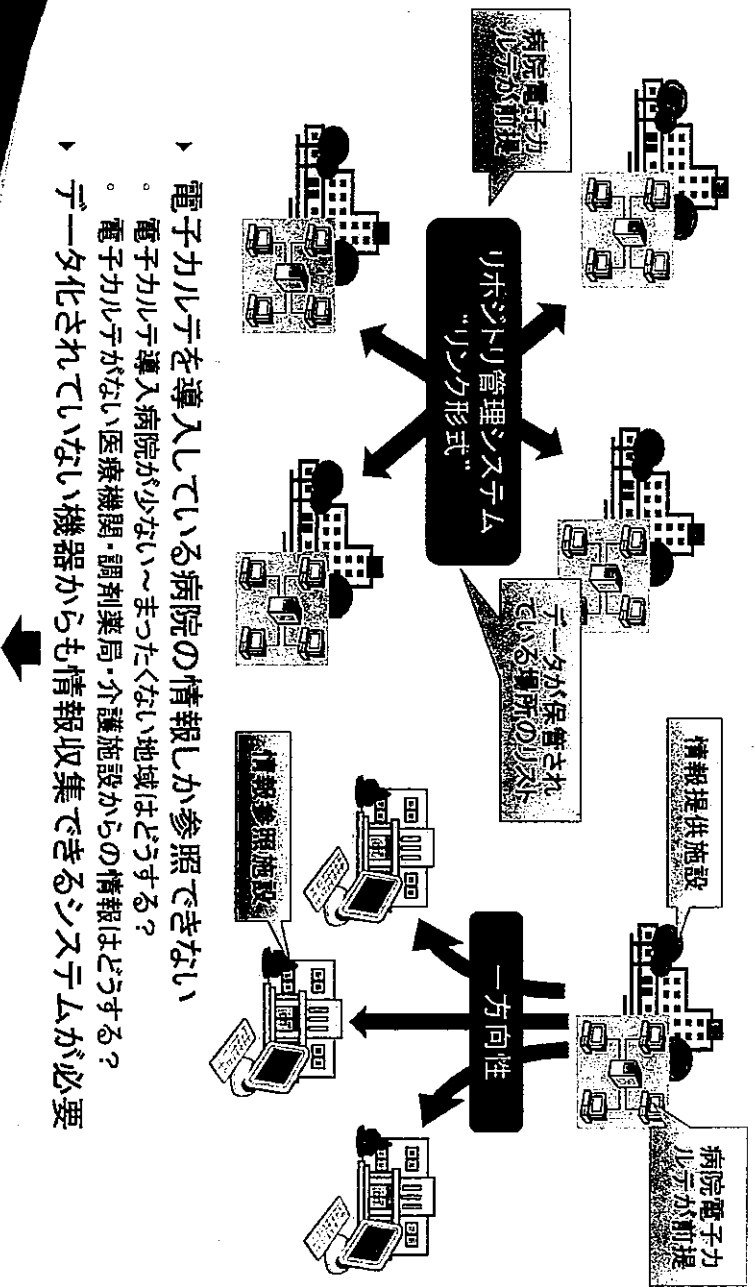
佐渡地域医療連携推進協議会理事  
さどひまわりネット管理委員会委員長  
新潟県厚生連佐渡総合病院副院長 外科  
佐藤賢治

無断転載、許可のない引用、複製・内容の転用等はご遠慮ください。

Copyright © 2015 Sado Regional Health Care

2015/6/11 18

## これまでの「地域医療連携システム」



# 医療・介護連携

## 医療・介護間連携

- ▶ 介護が欲しい医療側情報
  - 処方内容:服薬管理
  - 生活上の注意点
  - 緊急時対応方法
  - 退院時のADL、リハビリ状況
- ▶ 医療で重要な介護側情報
  - ADL:リハビリゴール設定
  - 社会・生活環境:退院計画
  - キーパーソン、介護担当者
  - バイタル情報:血圧管理など

医療・介護コミュニケーション  
 介護担当者から主治医へ  
 ケアマネと主治医:ケアプラン等

介護施設には端末のほか  
 タブレットを配布:参照と入力

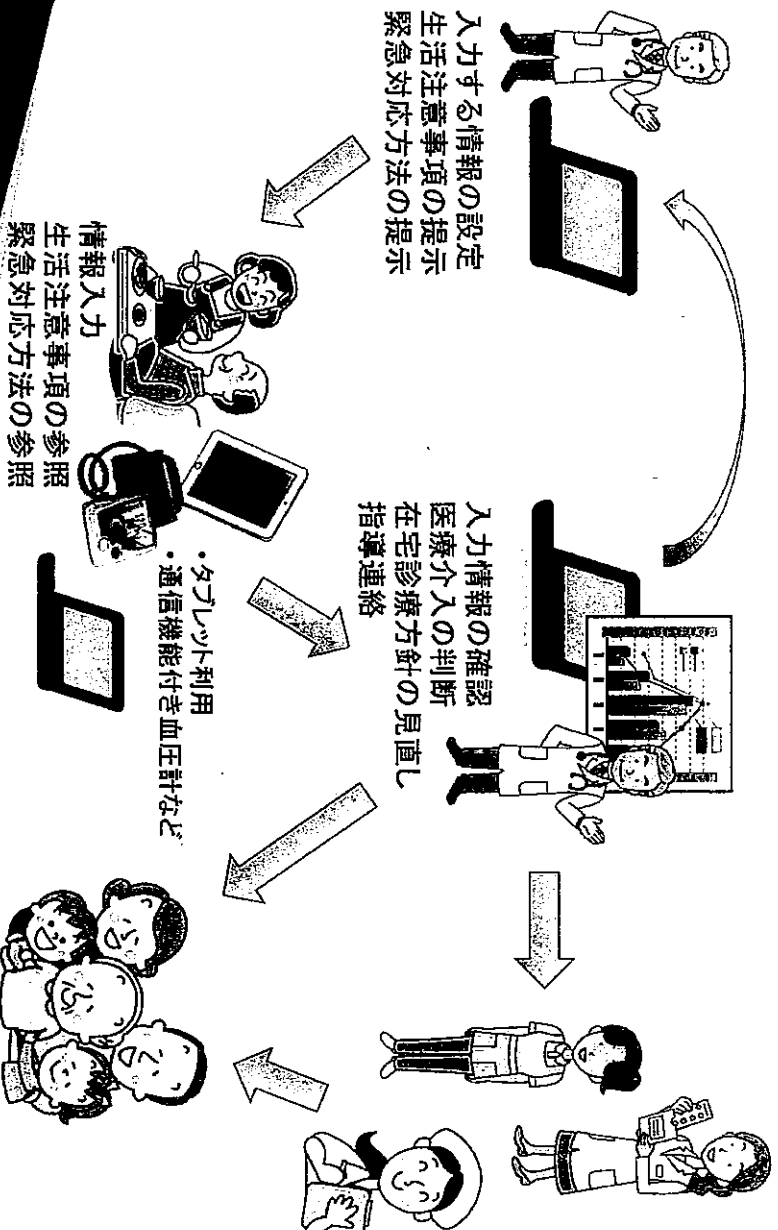
## 介護間連携

- ▶ ケアマネの立場
  - 介護状況の把握
  - ケアプランの作成
  - ケアプランの送付
- ▶ 介護サービスのつながり
  - 居宅、デイサービス、ショートステイ、施設入所提供事業者が異なる
  - サービス内容、ADLの推移を時系列に把握

今後の課題は…  
 介護ICTシステムの普及に伴って  
 介護システム間連携  
 連携システムとの接続

Copyright © 2015 The Council of Sado Regional Health Care

# 医療・介護連携機能



土屋 さとし

公明

代表

一

(質問の事項及び要旨)

二 地域包括ケアシステムについて

(五) 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）  
について

ア 新オレンジプランの七つの柱に対応する区の  
認知症施策の拡充について

- 【新オレンジプラン七つの柱】
- ① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の促進
  - ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療介護等の提供
  - ③ 若年性認知症施策の強化
  - ④ 認知症の人の介護者への支援
  - ⑤ 認知症の人の介護者へのやさしい地域づくりの推進
  - ⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等
  - ⑦ 認知症の研究開発及び成果の普及の重視

土屋

さとし

公 明

代 表

一

## 二(五) ア

次に、認知症施策推進総合戦略、  
新オレンジプランの七つの柱に対応する  
区の認知症施策の拡充についてです。

第六期介護保険事業計画の中で、  
認知症施策についても定めており、  
認知症ケアパスの作成と活用、  
初期集中支援チーム設置の検討、  
認知症サポーター養成講座や交流会、  
および、認知症カフェの設置、  
認知症地域支援推進員の配置、  
認知症対応力向上を目的とした研修会等  
行ってまいります。

今後、在宅介護医療連携推進会議の中  
の認知症疾患医療・介護推進部会で、  
先進事例を研究しつつ、  
北区の施策の拡充について、検討して  
まいります。

土屋 さとし

公明

代表

—

(質問の事項及び要旨)

二 地域包括ケアシステムについて

(五) 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)について

イ 早い段階からの支援について

【要旨】

認知症の様態に応じた適時・適切な医療・介護の提供を、早い段階からの支援が必要と考えるが、  
区の対応を問う。

土屋 さとし	公 明	代 表	一
--------	-----	-----	---

二(五)イ

次に、早い段階からの支援についてです。

高齢者あんしんセンターでは、

認知症の状態に応じて介護予防教室、

サロン活動、もの忘れ相談、介護保険申請等の

紹介をしております。

また、認知症の人と家族が気軽に立ち寄れ、

相談できる認知症カフェを順次開設している

ところです。

認知症の疑いがあるものの

介護や福祉のサービスにつながらない場合は、

高齢者あんしんセンターサポート医が

訪問しております。

今後は、現在、作成している認知症ケアパスを

活用して、認知症の人と家族及び支援する人々に、

適切に周知してまいります。

土屋 さとし

公明

代表

—

(質問の事項及び要旨)

二 地域包括ケアシステムについて

(五) 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）  
について

ウ BPSDへの適切な対応としての不同意メッセージの考え方とケア技術ユマニチュードの導入について

【要旨】

妄想、うつ、徘徊等の行動・心理状態（BPSD）  
や身体合併症が見られても医療機関・介護施設での対応が固定化されないよう、ふさわしい場所で適切な対応が望まれるが、フランスで開発されたケア技術ユマニチュードの導入について問う。

【参考】

○不同意メッセージについて

認知症の行動・心理症状は様々な要因が絡み合って出現するが、介護職員のかかわりにたいする反応として症状が現れることが少なくない。介護職員がかかわったあとに何らかの徴候が現れる可能性があると考え、不同意メッセージと命名した。服従・謝罪・転嫁・遮断・憤懣の5つの不同意メッセージが抽出され、BPSDに至ることがあった。介護職員が早くメッセージに気づき、ケアの方向性を変更する、状況が辺はするのを待つ、責任転嫁のための言い訳を提案するなどができた場合に、BPSDへの移行を防ぐことができていた。伊東美緒氏研究

○「ユマニチュード」について

フランスのイブ・ジネストとロゼット・マレスコッティの2人により開発されたケアの方法である。ケアの実施については、見つめること、話しかけること、触れること、立つことの4つを基本としている。NHK「クローズアップ現代」でその手法が病院での認知症ケアとしての実践例が紹介された。

土屋 さとし	公 明	代 表	一
--------	-----	-----	---

二(五)ウ

次に、BPSD(ビー・ピー・えす・でい)への適切な対応としての

「不同意メッセージ」の考え方と

ケア技術「ユマニチュード」の導入についてです。

ご紹介のあった、「不同意メッセージ」と

「ユマニチュード」は、いずれも

認知症ケアの技術として注目されています。

「不同意メッセージ」や

「ユマニチュード」も含め、

認知症ケアの質の向上に資するケア技術の、

医療機関・介護施設等への導入支援については、

先進事例も参考としつつ、

研修会の開催などを検討してまいります。



土屋 さとし

公明

代表

—

(質問の事項及び要旨)

二 地域包括ケアシステムについて

(六) 学校教育等における認知症の人を含む  
高齢者への理解について

【要旨】

新オレンジプランに

学校で

認知症の人を含む高齢者への

理解を深める教育の推進とあるが、

区教委の見解を伺う。

小・中学校で

認知症サポーター養成講座開催の  
可能性を伺う。

土屋 さとし

公明

代表

—

二(六)

私からは、学校教育等における認知症の人を含む高齢者への理解についてのご質問にお答えします。

高齢化の進展に伴い、

認知症の高齢者が増加する中、  
認知症を含む高齢者への理解を深め、  
思いやりの心と、共に生きる力の育成を図ることは  
極めて重要であると考えます。

現在、小・中学校では、  
生活科や総合的な学習の時間、学校行事等で  
学校に高齢者を招待したり、  
児童・生徒が高齢者福祉施設などを訪問したりして、  
高齢者と交流する機会を設けています。

また、昨年度は、北区社会福祉協議会の  
「福祉教育プログラム」を活用した授業も実施され、

【後頁へ続く】

【前頁から続く】

紅葉小学校では、滝野川地区の民生委員の方にご指導いただきながら、「自分が高齢者だったら、生活していくうえで、どんな不便があるのか」をテーマに意見交換を行いました。

小中学校における

認知症サポーター養成講座の開催につきましては、現在も、北区の健康福祉部が実施している。認知症サポーター養成講座を活用し、児童・生徒に認知症についての正しい理解を図っている学校もあります。

今後、活用している学校の事例を他校に紹介するなど、認知症サポーター養成講座の積極的な活用を働きかけてまいります。

土屋 さとし

公明

代表

一

(質問の事項及び要旨)

二 地域包括ケアシステムについて

(七) 認知症の人の介護者の支援について

ア 認知症初期集中支援チーム及び認知症カフェについて

【要旨】

認知症の人の介護者の負担軽減のための初期集中支援チームによる早期診断・対応・認知症カフェについて問う。

土屋 さとし	公 明	代 表	一
--------	-----	-----	---

二(七)ア

次に、認知症初期集中支援チーム及び  
認知症カフェについてです。

認知症初期集中支援チームについては、  
高齢者あんしんセンターサポート医などの  
事業の成果を踏まえて、  
認知症疾患医療・介護推進部会において、  
導入に向けて検討してまいります。

また、認知症カフェは、現在、三か所開設し、  
認知症の人と家族の身近な地域での開催を  
始めたところであり、  
今後、平成二十九年度までに、  
全高齢者あんしんセンターに開設する予定です。

土屋さとし	公明	代表	一
(質問の事項及び要旨)			
二 地域包括ケアシステムについて			
(七) 認知症の人の介護者の支援について			
イ 介護者たる家族の支援、家族向けの認知症介護教室について問う			
ウ 介護者の負担軽減と仕事と介護の両立について問う			
【要旨】区内に両親の介護をしている一人息子、一人娘がいる。仕事をしているが、両親の介護費用を稼ぐので精一杯で結婚もできない。区が力になれないのか			

土屋さとし

公明

代表

—

二(七)イ・ウ

次に、介護者である家族の支援についてです。

まず、認知症介護教室については、

認知症の介護者を対象に介護者懇談会を

毎月開催しているほか、

毎週水曜日には、臨床心理士による

「こころの相談室」を開催しています。

また、各高齢者あんしんセンターでは

認知症に関する知識や成年後見制度等をテーマに

介護者教室を開催しているところです。

ご紹介のように、仕事と介護の両立が

困難なケースも増えておりますので、

今後も、仕事と介護の両立可能な

居宅サービス計画を作成できるよう、

ケアマネージャーのスキル向上に努めてまいります。

土屋 さとし

公明

代表

—

(質問の事項及び要旨)

三. 子ども・子育て新制度について

(一) 待機児童の解消について

ア. 二十七年四月一日現在の待機児童数の結果分析  
について

【要旨】

女性の活躍支援は、国の成長戦略の中心であり、保育所不足のために、働きたい人が働けないことがない北区を目指すべきである。二十七年四月一日現在の待機児童数は過去最高であるが、その結果についての分析を問う。



土屋 さとし	公 明	代 表	—
--------	-----	-----	---

三(一)ア

次に、子ども・子育て支援新制度にかんする  
ご質問のうち、

待機児童の解消について、  
順次お答えいたします。

まず、平成二十七年四月一日現在の  
待機児童数の結果分析についてです。

昨年度の状況との比較では、  
一歳児の待機児童の増加が顕著であり、  
二十二日から八十八人に急増している状況にあります。  
就学前(まえ)人口の増加が  
大きく影響しているものと考えています。

また、待機児童数が増加した原因としては、  
二十七年四月期の第一次審査の入園申込者数が、  
前年比で百四十九人の増となったことに加え、  
入園可能人数が、

【次ページへ続く】

土屋 さとし	公 明	代 表	—
--------	-----	-----	---

【前頁から続く】

前年比で七十五人分減少したことが大きく影響していると考えています。

なお、入園可能人数が減った要因としては、二十六年中に入園したゼロ歳児の人数が多かったことなどが考えられます。

土屋 さとし

公明

代表

—

(質問の事項及び要旨)

三. 子ども・子育て新制度について

(一) 待機児童の解消について

イ. 今後の更なる待機児童解消策について

【要旨】

保育所の入所申込者数、就学前児童人口の増加や、二十五歳から四十四歳までの世代人口(約十万七千人)が区の全体の三分の一を占める状況から、今後更なる待機児童解消策が必要と考えるが区の見解を問う。

土屋 さとし	公 明	代 表	一
--------	-----	-----	---

三(一)イ

つぎに、今後の更なる待機児童解消策についてです。  
保育園の待機児童解消は、

さまざまな理由から保育サービスを利用したいと  
考えている子育て世帯にとって、  
切実で切迫した願いであると考えています。

平成二十七年三月に策定した

「北区子ども・子育て支援計画二〇一五(にせんじゅうご)  
に基づき、

人口動向や待機児童の状況、保育需要等を  
見据えながら、

ゼロ歳から五歳児を対象とした

認可保育所の整備を軸としつつ、

区が認可する小規模保育事業などの

地域型保育の整備をはじめ、

認定こども園への移行支援、

【次ページへ続く】

土屋 さとし	公 明	代 表	一
--------	-----	-----	---

【前ページから続く】

さらには、国公有地や民間の建物を活用した認可保育所の誘致など、あらゆる方策を検討し、迅速かつ柔軟に取り組んでまいります。

土屋 さとし

公明

代表

—

(質問の事項及び要旨)

三 子ども・子育て新制度について

(一) 待機児童の解消について

ウ 板橋駅滝野川口に整備予定の駅ビルへの

保育所の開設について

【要旨】

滝野川西地区は、住宅密集地域であり、保育所に適当な候補地をみつけることが難しい地域である。議員団で大塚駅ビル内に開設された保育所の視察を行ったが、送り迎え時のアクセスが良く、非常に利便性の高い施設であった。現在、板橋駅バリアフリー化工事に伴い、滝野川口に駅ビルを建設する計画があるが、この駅ビル内に保育園を開設してはどうか。

土屋 さとし	公 明	代 表	一
--------	-----	-----	---

三(一)ウ

つぎに、板橋駅滝野川口に整備予定の駅ビルへの保育所の開設についてです。

駅ビルについては、

JR(ジェイアール)東日本から、平成三十二年度の開業予定であり、店舗の配置ほか、子育て支援施設も含め検討していると聞いております。

区としては、

利便性にすぐれた場所であり、将来の待機児童の解消にも役立つものと考えており、人口動向などを見据えながら、JR(ジェイアール)東日本と協議を進めてまいります。

土屋 さとし	公 明	代 表	一
--------	-----	-----	---

(質問の事項及び要旨)

三 子ども・子育て支援新制度について

(一) 待機児童の解消について

エ 区の認証保育所に対する見解を問う。

【要旨】

認証保育所八カ所が新制度では認可外保育施設のみ  
 ます。区の認証保育に対する見解を伺います。

《用語解説》

認証保育所…

多様化する保育ニーズに 대응するために、東京都が平成13年度から導入した制度である。東京という大都市の特性に着目し、認可外保育施設に都独自の基準(認証基準)を設け、基準をクリアした保育所を認証保育所として都と区市町村が運営費を補助するものである。認証保育所にはA型とB型があり、A型は駅前など利便性に配慮され、定員20人、120人(うち0、1、2歳児が2分の1以上)規模の施設を対象としている。B型は、東京都が補助してきた家庭保育室からの移行を中心とし、小規模で家庭的な保育をめざすものである。開所時間は13時間以上が義務づけられている。国の基準からいえば認可外保育施設であり、したがって、利用者と保育所との直接契約により入所決定がなされ、保育料も各保育所が独自に設定できる(上限あり)。認可外保育施設の運営費に対し行政が補助を行うという点で特徴的な制度であり、今後の動向が注目される。(柏女霊峰)

出典 保育用語辞典 第8版(ミネルヴァ書房 39頁)



土 屋 さとし	公 明	代 表	—
---------	-----	-----	---

三(一)エ

次に、認証保育所に対する見解について  
お答えします。

認証保育所は、都市型の保育ニーズに応えるために、  
東京都が認可外保育施設に都独自の認証基準を設け、  
この基準をクリアした保育所をいいます。

特色は、早朝から夜遅くまで利用できるように  
十三時間以上の開所時間を求めていることや  
待機児童が多い零（ゼロ）歳から三歳未満児を  
定員の半数以上、  
零歳児保育を義務づけていることが挙げられます。

また、認可外保育施設であるため、  
空きがあれば利用者と保育所との  
直接契約により入所可能です。

そのため、認可保育所の申し込みと合わせて  
認証保育所を申し込む保護者の方もおります。

(次頁へ続く)

土 屋 さとし	公 明	代 表	—
---------	-----	-----	---

(前頁より続く)

東京都は、当面制度を継続するとしており、

区といたしましても、認証保育所は、

待機児解消にも一定の役割を果たしているものと

認識をしていますので、現状通り続けてまいります。

土屋 さとし

公明

代表

—

(質問の事項及び要旨)

三. 子ども・子育て新制度について

(一) 待機児童の解消について

オ. 地域型保育の確保について

【要旨】

子ども・子育て支援新制度では、三歳未満の乳幼児を対象とした小規模保育、家庭的保育（保育ママ）などの地域型保育事業（家庭的保育事業等）を新設し、区が認可を行うことになった。積極的な公募を行い確保すべきと考えるが、予算の制約の下でどこまで確保するのか区の考えを問う。

土屋 さとし	公 明	代 表	一
--------	-----	-----	---

三(一)オ

つぎに、地域型保育の確保についてです。

小規模保育事業などの地域型保育は、

待機児童の多いゼロ歳から二歳児を対象とする  
事業であり、

まとまった土地が見つげにくい都市部において、

迅速かつ柔軟な整備が可能である点が、

最大の利点であると考えています。

このたび、

待機児童数が大幅に増加したことから、

緊急対策として、

小規模保育所を 二か所 誘致するための経費を

補正予算に計上いたしました。

今後も、三歳児以降の対応を考慮しながら、

迅速かつ柔軟に取り組んでまいります。

土屋 さとし

公明

代表

—

(質問の事項及び要旨)

三. 子ども・子育て新制度について

(二) 新制度のポイントについて

ア. 財政支援方法の変更の影響について

イ. 新制度の最終的な責任者について

【要旨】

・新制度の意義と新制度移行により財政支援の方法が変更になったことによる影響を問う。

・新制度における区の役割と責任を問う。

土屋 さとし	公 明	代 表	一
--------	-----	-----	---

三．(二)ア、イ

次に、新制度のポイントについての「ご質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援新制度は、

子育ての分野を社会保障の一つに位置づけ、

「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」

ということを前提としつつ、

社会全体で子育てを支え、

子どもを産み育てやすい社会の実現を目指して

始まった制度であると認識しています。

新制度の構築により、

これまで別々に取り組みられていた、

「幼児期の学校教育」と

「保育が必要な子どもへの保育」を、

総合的に一本化し、

その財源に消費税の増税分をあてることで

【次頁へ続く】

土屋 さとし	公 明	代 表	一
--------	-----	-----	---

【前頁から続く】

恒久財源を確保し、

子ども・子育て支援の質・量両面にわたる拡充が可能となる仕組みが整うことになると考えています。

新制度の実施主体は、区市町村とされ、国や都道府県は、区市町村の取り組みを制度面、財政面から支えると位置づけられており、それぞれの役割に応じた責任があるものと考えています。

新制度の実施主体である区市町村は、地域のニーズに基づき子ども・子育て支援事業計画を策定し、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、特に待機児童の解消、地域子ども・子育て支援事業の実施などを総合的かつ計画的に進めることが求められており、区が担う責任は一層重くなるものと考えています。

土屋 さとし

公明

代表

一

(質問の事項及び要旨)

三 子ども・子育て新制度について

(三) 地域の実情に応じた子ども・子育て支援につ

いて

ア 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

と提供体制の確保について



土屋 さとし	公 明	代 表	一
--------	-----	-----	---

三(三) ア

次に、地域の実情に応じた

子ども・子育て支援についてのご質問に

順次お答えいたします。

まず、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保についてです。

地域子ども・子育て支援事業は、

地域の子育て支援を充実していくために、

地域の実情に応じて取り組むとされた事業です。

延長保育事業や、

ファミリーサポートセンター事業など、

子ども子育て支援法で十三事業が規定されています。

十三事業のうち、十事業については、

既に北区で取り組んでいる事業です。

そのうち、養育支援訪問事業については、

不適切な養育や虐待の恐れのある家庭に対し

【次頁へ続く】

土屋 さとし	公 明	代 表	一
--------	-----	-----	---

【前頁から続く】

ヘルパーを派遣し、

児童虐待の未然防止を図る

新たな取り組みを開始しています。

また、学童クラブ事業については、

今年度から、

対象児童が小学校六年生までとなりました。

当面、小学校四年生以上の児童の受け入れは、

学童クラブの特例利用として、

児童館または放課後子ども総合プランの

一般登録のなかで育成しています。

病児保育事業については、

今年度から居宅訪問型病児保育サービスの

利用料補助を開始しています。

なお、子どもや保護者が、

保育園や幼稚園を円滑に利用できるよう、

【次頁へ続く】

土屋 さとし

公 明

代 表

一

【前頁から続く】

情報提供や相談等を行う

利用者支援事業については、

七月中に開始する予定です。

土屋さとし

公明

代表

—

三 子ども・子育て支援新制度について

(三) 地域の実情に応じた子ども子育て支援について

イ 地域子育て支援の拠点となる子どもセンターの  
事業内容を問う

【要旨】

現在区内二十五施設ある児童館を、「子どもセンター」  
に移行し、地域の子育て支援の拠点としていく計画で  
あるが、その事業内容を問う。

三(三)イ

次に、地域子育て支援の拠点となる

子どもセンターの事業内容について、お答えします。

北区では、放課後子ども総合プランの実施に伴い、小学生の放課後の居場所が小学校内に

確保されることから、児童館の機能と役割を見直し、

乳幼児親子の居場所機能及び子育て支援機能を

充実させた「子どもセンター」を設置します。

「子どもセンター」では、

乳幼児親子に対する支援として、

乳幼児クラブや相談事業、父親への支援事業などを

拡充するほか、親育ちサポーター事業、世代間交流事業、

子育てサークルの養成事業などは、継続しています。

今後、四月からモデル実施している二ヶ所の

子どもセンターの実施状況を検証し、

次年度以降の運営に活かしてまいります。

土 屋 さとし

公 明

代 表

一

(質問の事項及び要旨)

三 子ども・子育て支援新制度について

(三)地域の実情に応じた子ども・子育て支援について  
ウ 病児病後児保育事業の進捗状況を問う。

【要旨】

平成二十七年度に利用料助成型病児保育事業を開始  
と聞かすが、その進捗状況をお伺いします。

土屋 さとし	公 明	代 表	—
--------	-----	-----	---

三(三)ウ

次に、病児・病後児保育事業の進捗について  
お答えします。

今年度の新規事業として開始し、  
電話やメール等でお問い合わせは頂いていますが、  
二か月を経過した時点で申請はない状況です。

制度発足間もないため、  
今後、申請が増えてくるものと見込んでいますが、  
これまでの北区ニュース、ホームページ等での  
PRに加え、  
現在、パンフレットを作成しておりますので、  
公・私立保育園を含め区の関連施設でも配布し  
利用率向上に努めてまいります。

土屋 さとし

公明

代表

—

三 子ども・子育て支援新制度について

(四) 放課後児童健全育成事業(学童保育)について

ア 四年生から六年生の学童クラブ特例利用の利用人数と実施する場所の変更予定があるかを問う

イ 今後、四年生から六年生の学童クラブ特例利用者数が増加した場合の対応方法を問う

【要旨】

放課後児童健全育成事業の対象が、小学校の全就学児童に拡大された。当面は、一年生から三年生が学童クラブで、四年生から六年生については、放課後子ども総合プラン又は児童館で、学童クラブ特例利用申請をすることにより育成することになった。特例利用の利用人数と実施場所の変更予定があるかどうか、また、特例利用人数が増加した場合の対応方法を問う。



### 三(四)ア・イ

次に、放課後児童健全育成事業のうち、  
四年生から六年生を対象とした

学童クラブ特例利用について、お答えします。

児童福祉法の改正により、

放課後児童健全育成事業の対象が、

全就学児童に拡大されたことに伴い、

北区においても、学童クラブの利用対象を

すべての小学生に拡大しました。

当面、四年生から六年生については、

学童クラブ特例利用申請により、

放課後子ども総合プラン又は児童館で育成いたします。

四月一日現在の利用承認者は、北区全体で

二百三十二名で、どの特例利用も二十名以下に

おさまっており、順調に運営されています。

今後、利用者の急激な増加などがあった場合は、

適切な対応方法を検討してまいります。

土屋 さとし

公 明

代 表

一

(質問の事項及び要旨)

四 北区の魅力や新たな価値を創出するまちづくりの推進

(一) 十条まちづくりについて

ア これまでの地域住民の意見や要望、現状の課題についてお伺いします。

【要旨】

「十条駅付近の沿線まちづくり」では、鉄道立体化を視野に入れた沿線まちづくり検討会を立ち上げ、課題の抽出、解決すべき優先課題の具体策や方針について検討し、都と連携しながら都市基盤の基本的な考えを固めた。昨年十二月、十条地区まちづくり全体協議会の各ブロック部会にて説明会を実施し、今年一月には、十条駅付近沿線まちづくり基本計画を取りまとめた。これまでの地域住民の意見や要望、現状の課題について伺う。

土屋 さとし	公 明	代 表	—
--------	-----	-----	---

#### 四(一)ア

次に、北区の魅力や新たな価値を創出するまちづくりの推進についてお答えします。

はじめに、十条まちづくりについてです。

本年一月に策定した

十条駅付近沿線まちづくり基本計画は、

「防災性の向上」、「道路の整備」、

「にぎわいの拠点の整備」の

三つの方針を示しております。

この方針について、

「木造住宅密集地域でのまちづくりを推進すべき」

「合意形成に時間をかけるべき」、

「代替え地を求める」などの意見、

要望が出されました。

区といたしましては、

こうした意見や要望を踏まえ、

(後頁へ続く)

土 屋 さ と し

公 明

代 表

一

(前頁から続く)

十 条 地 区 ま ち づ ぐ り 全 体 協 議 会 の

各 ブ ロ ッ ク 部 会 に お け る 協 議 ・ 検 討 の 話 し 合 い を

進 め て き て お り 、 平 成 二 十 四 年 度 に 改 定 し た

十 条 地 区 ま ち づ ぐ り 基 本 構 想 の

策 定 の 過 程 も 含 め 、

一 定 の 合 意 形 成 が 図 ら れ て き た と

認 識 し て お り ま す 。

今 後 と も 、 道 路 の 整 備 な ど 、

十 条 駅 付 近 の 沿 線 ま ち づ ぐ り の 必 要 性 に つ い て 、

よ り 丁 寧 な 説 明 に 努 め 、 地 域 の 皆 様 に

理 解 を 求 め て ま い り ま す 。

土屋 さとし

公 明

代 表

一

(質問の事項及び要旨)

四 北区の魅力や新たな価値を創出するまちづくりの  
推進

(一) 十条まちづくりについて

イ 不燃化特区・十条駅西地区と特定整備路線・  
補助七十三号線の現状と課題について伺う。

【要旨】

埼京線の西側で取り組む木密地域不燃化十年プロジ  
エクトの現状と課題について伺う。

土屋 さとし

公 明

代 表

一

#### 四(一)イ

次に、木密地域不燃化十年プロジェクトの現状と課題についてです。

不燃化特区・十条 駅西地区では、

平成二十五年より

老朽建築物の除却や戸建建替えの設計費等の助成制度をはじめ、

二十六年度からは、密集事業を導入し、

地区幹線道路等(とう)の整備を進めるため、

現在、道路線形の検討を行っております。

一方、特定整備路線・補助七十三号線は、

本年二月に東京都が国から事業認可を取得し、

六月上旬には、用地取得の手続きや

補償内容等(とう)の用地説明会を開催しております。

(後頁へ続く)

土 屋 さ と し

公 明

代 表

一

(前頁から続く)

すでに、六月中旬からは、東京都と区で、  
十条 駅西地区および補助七十三号線の  
相談窓口を開設しております。

今後は、より多くの関係権利者の

ご理解がいただけるよう、

十条 駅西地区では、支援制度の紹介や、  
取組の相談対応を丁寧に行ってまいります。

また、補助七十三号線では、  
再建プランや税金に関する相談などを  
行ってまいります。

区といたしましては、東京都と連携し、  
この相談窓口の周知を図り、  
活用することにより、  
不燃化の促進を一段と加速してまいります。

土屋 さとし	公 明	代 表	—
--------	-----	-----	---

(質問の事項及び要旨)

四 北区の魅力や新たな価値を創出するまちづくりの  
推進

(一) 十条まちづくりについて

ウ 連続立体交差化計画との整合性や今後に向けた考え方についてはどのような手法やアイデアを用いて取り組むのか伺う。

【要旨】

長年の課題であった十条駅付近の鉄道立体化について本年二月都、区、JR東日本は埼京線十条駅付近の連続立体交差化計画及び鉄道付属街路の都市計画素案説明会を開催した。

十条駅付近沿線まちづくり基本計画で示された道路及び駅前の広場整備となる鉄道付属街路は検討を進めるに留まる。



土 屋 さ と し

公 明

代 表

—

#### 四 (一) ウ

次に、鉄道付属街路についてです。

都市計画素案でお示しした鉄道付属街路は、駅などへのアクセス向上や防災機能の強化など、沿線地域の利便性や安全性を高めることを目的としており、その用地は

鉄道工事中の仮線（かりせん）としても利用され、連続立体交差化の実現に不可欠な道路です。

区といたしましては、関係権利者の

ご心配やご不安に應えるため、本年度中に、個別相談会を開催し、

道路整備にかかる補償の概要を説明するとともに、様々な意見や要望の相談を受けてまいります。

そのうえで、新たな支援策を検討しつつ、

鉄道付属街路の都市計画案の作成を進めてまいります。

土屋 さとし

公明

代表

—

(質問の事項及び要旨)

四 北区の魅力や新たな価値を創出する  
まちづくりの推進

(二) 都営王子アパート建て替えについて  
ア 東京都との協議について

【要旨】

すでに六十年近くが経過し、経年劣化が激しく、耐震強度に不安がある。また、エレベーター・浴室も設置されていない。このような環境下で高齢の方や障害を持った方が支えあいながら居住している。転居や住み替えには大変な労力がかかり、年齢が高くなるほど困難になってくる。一日も早く地域の将来構想を東京都と協議すべきと考えるが、いかがか。

土屋 さとし

公明

代 表

—

#### 四(二)ア

次に、都営王子アパート建て替えについてのご質問のうち、東京都との協議についてお答えします。

東京都では、既存の都営住宅の適切な維持管理とともに、建設年次や設備などの状況を勘案しながら、建て替えを進めていると聞いております。

区においても、特に建設年次が古い王子アパートや王子母子アパートなどの都営住宅においては、エレベーターや浴室が設置されていない住棟があり、建物や設備の老朽化が見受けられるなど、多くの課題があると認識しているところです。

(後頁へ続く)

土屋 さとし	公明	代 表	—
--------	----	-----	---

(前頁から続く)

区といたしましては、今後とも、  
高齢者世帯にとっても一層住みやすい  
都営住宅となるよう、  
また、都営住宅の建替えが、  
北区都市計画マスタープランの  
まちづくり方針に沿って  
地域のまちづくりに貢献できるよう、  
引き続き、東京都と協議を行ってまいります。

土 屋 さとし

公 明

代 表

一

(質問の事項及び要旨)

四 北区の魅力や新たな価値を創出するまちづくりの  
推進

(一) 都営アパート建て替えについて

イ 障害者施設について

都営アパートの建て替えに際しては、障害者のケア  
付きグループホームや作業所を併設するようにしては  
いかがか。

土 屋 さとし

公 明

代 表

一

四一(二)イ

次に、都営王子アパート建て替えに際しての  
障害者施設の整備についてです。

都内では用地費が高いため

収益が少ない障害者施設の整備は

大変困難な状況となっています。

ご提案の都有地活用の施設整備につきましては、

今後の建て替え計画において

創出用地が見込まれる場合には

東京都の福祉インフラ整備事業の活用も含め、

東京都と協議してまいります。